令和６年度第２回青ヶ島村低所得者支援給付金について

　エネルギー・食料品等の価格高騰に直面する村民のうち、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、給付金を支給します。

　本給付金は、令和６年度の課税状況に基づき、令和６年度の事業として実施するものです。

**支給対象**　　※以下に該当する世帯の世帯主

令和６年１２月１３日（基準日）に青ヶ島村に住民票があり、世帯全員が令和６年度に住民税均等割非課税者となった者で構成される世帯

**申請方法**

・対象世帯に郵送する確認書および申請書に必要事項を記入し、期限までに村役場へ提出してください。期限までに提出がなかった場合、本給付を辞退したものとみなします。

※令和６年１２月１４日以降に転入した世帯及び未申告世帯には確認書等は送付されません。要件を満たす場合は村役場へご連絡ください。（課税証明書等確認書類が必要です。）

**給付額**

３万円

（支給対象者の同一世帯内に平成18年4月2日以降に生まれた子どもがいる場合、子ども1人あたり2万円を加算する）

　※本給付金は非課税対象であり、支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができません。

**提出期限**

　確認書、申請書　：令和７年７月１８日（金）必着

　※期限後の申請は受付できませんのでご了承ください。

給付金詐欺等にご注意ください

※青ヶ島村がＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。